

(4) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上



効果のある学校 (effective school)

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」から

「**確かな学力**」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない。

このように見た場合、校内に人権教育の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図る上でも、重要な観点の一つとなるものと考えられる。

学校においては、「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められている。

また、「**効果のある学校 (effective school)**」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成が併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

「格差社会」という言葉が浸透しつつある中、子どもたちの学力をめぐる「格差拡大」が懸念されています。

また、各種学力調査等の結果から、親の収入や家庭環境等が子どもの学力に密接に関連することなどが指摘されています。

欧米では、学校環境の要因よりも家庭環境の要因が圧倒的に子どもの教育達成に影響を与えるとする考え方がある一方で、「学力格差」の縮小に対して学校が有効に機能することがロナルド・エドモンズ (Ronald Edmonds) らによって提唱されてきました。

「効果ある学校」とは、経済的に困難を抱える家庭が集中するような条件の下でも学力向上に効果をあげている学校のことであり、そのような学校には、以下のような特徴があることが指摘されています。



子どもたちの学習に対する積極性

- 家庭学習時間
 - 苦手教科に対する克服意欲
 - 自主的な取組
 - 読書活動
- などにおいて高い数値を示す。

言語活動を重視した学習活動

- ドリルや小テストの使用は比較的少ない。
- 発表や討論を重視した学習活動などが特徴的である。

教師と子どもたちとの良好な関係

- わからないことがあった場合、「先生に聞く」と回答した子どもが圧倒的に多く、教師との関係性のよさがうかがえる。

学級の雰囲気が良い

- 「仲間と助け合う」とか「いじめを許さない」といったことなどを背景として、学級集団における居心地のよさが確保されていることが重要な要素となっている。

※日本におけるこれらの研究は、校区に同和地区がある学校などの取組を基盤として進められてきました。人権を尊重した学校づくりが、子どもたちの自尊感情を支える学力の向上につながっていくことが様々な分析・研究から指摘されています。

2 さまざまな人権課題—千葉県人権施策基本指針—

千葉県では、平成16年、従来の人権施策の手法や体制の枠組みを越えた、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための「千葉県人権施策基本指針」を策定しました。これは、児童虐待や配偶者への暴力、ストーカー行為等の身体的、精神的な暴力、ハンセン病元患者やHIV感染者、被差別部落出身者への差別、偏見など、私たちの社会で発生する様々な人権問題に対し、以下の基本理念や視点のもと、幼児期からの人権意識の醸成等により600万県民の心のバリアフリーの実現を目指すものです。

1 人権施策の基本理念

《県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造》

- (1) 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会
- (2) 一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障されている社会
- (3) 一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合って共に暮らせる社会

2 基本的な視点

《自尊感情を尊重する》

誰もが、自分を肯定的に受け止め、誇りと自信を持って生きていける地域社会の創造

《自己決定を尊重する》

誰もが、適切な情報をもとに、自分のことは自分で決定して生きていける地域社会の創造

《自立精神を尊重する》

誰もが、自立しようとする気持ちを尊重しあって生きていける地域社会の創造

《共同参画を保障する》

誰もが、対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画できる地域社会の創造

《共生社会を目指す》

それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合って、共に生きていく地域社会の創造



特定職業従事者

本指針では、特定職業に従事する者(行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者等)はすべて人権に深いかかわりを持つことから、一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められ、次の施策を推進することが明記されています。

- ・新規採用職員から管理職までのすべての階層の職員に対する研修において、人権に関する研修プログラムを取り入れます。
- ・県民の身体や生命の安全に直接かかわる者(警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者等)に対しての研修を充実させ、積極的に推進します。その際には、研修プログラムや研修教材などの充実を図ります。
- ・研修の手法や内容については、定期的に学識経験者等の意見を聞き反映させるとともに、当事者の話をできるだけ組み込むなど、外部講師の活用により研修の充実を図ります。

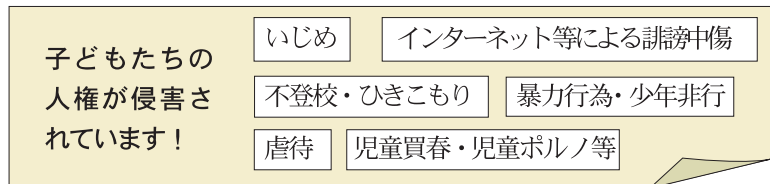
分野別施策

同指針では各分野別の施策として、①女性②子ども③高齢者④障害のある人⑤被差別部落出身者⑥外国人⑦ハンセン病元患者等⑧HIV感染者等⑨性同一性障害のある人⑩同性愛者⑪ホームレス⑫中国残留孤児⑬犯罪被害者とその家族⑭被拘禁者⑮刑を終えて出所した人⑯様々な人権問題の16項目を取り上げています。

本書では、学校人権教育の推進に向け、これら分野別課題を今後逐次取り上げていくこととし、第31集では、「子どもの人権」、「被差別部落出身者の人権」、「ホームレスの人権(貧困問題)」を扱いました。

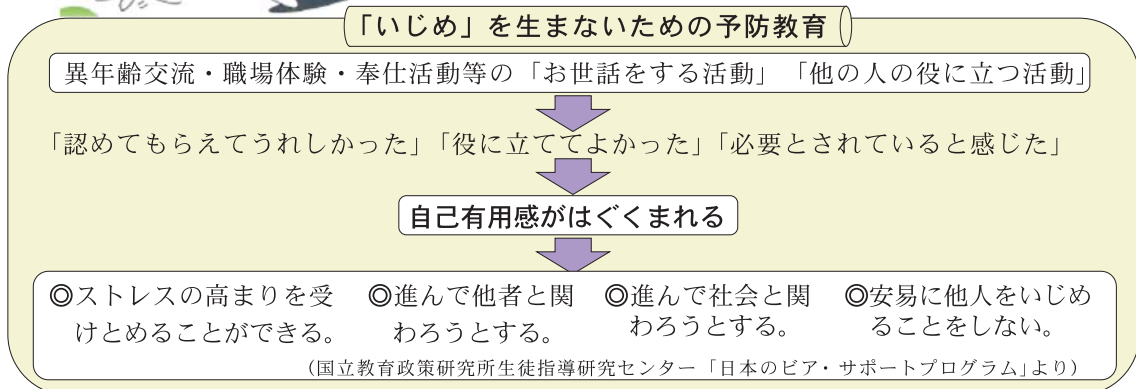
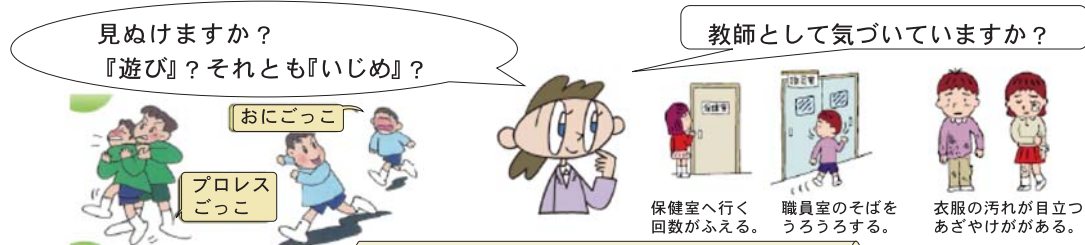
(1)子どもの人権

子どもが一人の人間として尊重される社会の実現が求められています。しかし、「いじめ問題」をはじめ、子どもたちを取り巻く人権問題は、増加傾向にあります。このような状況の中、学校においては、これらの問題ときちんと向き合うとともに、家庭や地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの子どもを大切にする教育環境を構築していくことが大切です。



ア 『いじめ』による人権侵害

「いじめ」問題は、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが求められています。その中で、最も効果のないいじめ防止策は『いじめを生まないよりよい集団づくり』を行うことです。そのためには、体験活動や交流活動を通じて、「自己有用感」等を育てていくはたらきかけを行うことが有効です。



一人ひとりの子どもを大切にしていますか？

- 子どもの発言を共感的に聞いていますか。
- 教師による差別的な言動はありませんか。
- 子どもの意見を尊重していますか。
- 個々を尊重した授業をしていますか。
- 体罰や言葉の暴力による指導をしていませんか。
- 子どもや保護者のプライバシーを守っていますか。
- スクール・セクシュアル・ハラスメントはありませんか。

いじめ相談

- ・『24時間いじめ相談ダイヤル』
(0570-0-78310): 文部科学省
- ・子ども人権相談(043-247-0666: 千葉
地方法務局人権擁護課)
- ・子どもの人権110番(0120-007-110
: 千葉地方法務局)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター
(0120-415-446)

参考HP

- ・『いじめ問題に関する取組事例集』
(文部科学省)

イ「児童の権利条約」について

「児童の権利に関する条約」は、1989年(平成元年)の国際連合の総会において採択されました。

この条約は、18歳未満のすべての子どもたちを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。

わが国においては、平成6年4月22日に批准(締結)し、同年5月22日に条約として発効しました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。

この条約は、さまざまな困難な状況におかれている子どもたちの権利を保障するために、世界の国々が手をつなぎ、経済的にも文化的にも助け合っていくことを求めています。(「学校生活と子どもの人権」千葉県教育委員会 平成10年)

条約の主な内容

- | | |
|---|--|
| 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。 | 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。 |
| 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。 | 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。 |
| 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。 | 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。 |
| 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。 | 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。 |
| 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。 | 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。 |
| 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。 | 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。 |
| 7 子どもは暴力や虐待といった、不当な扱いから守られるべきです。 | 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。 |

(外務省リーフレットより引用)

「学校生活と子どもの人権」

千葉県教育委員会ではこの条約の内容周知を図るため、平成10年に「**学校生活と子どもの人権**」というパンフレットを作成しました。

この中では、特に次の事柄を項目として取り上げています。

- 何げない会話に差別意識や偏見があわれます。
- 子どもの意見を大切にすることは、どのようなことでしょうか。
- 子どもが自分の意見を伝えるために、教師は支援を!
- 合理的で適切なルール作りも大切です。
- 「子どもが自ら楽しめること、熱中できること」がありますか。
- 人権を尊重する授業をしていますか。
- 発問後、どれだけ待っていますか。
- 子どもや保護者のプライバシーを気遣っていますか。
- 情報化社会に対応する工夫をしていますか。
- 「愛の鞭?」残るのは「心の傷」
- 暴力は暴力を生むだけ。

